

業務委託仕様書

1 事業名称

令和7年度 大阪市民生保健委員会行政視察にかかるバス運行等旅行手配業務委託

2 業務内容

本件業務は、大阪市民生保健委員会における行政視察を実施するにあたり、視察先となる現地（他の都道府県）での円滑な視察が実現できるよう、視察行程に沿った最適な移動ルートを検討のうえ、現地におけるバスの借上げについて手配する。加えて、円滑かつ確実に視察を実施することができるよう、視察にかかる往復の移動手段や現地の宿泊施設の選定・確保についても、最適な方法や場所等をコーディネートし、本事務局へ提示する業務。

(1) 契約期間

契約締結日～令和7年8月29日（金）

(2) バスの借上げ（運行）期間

令和7年8月28日（木）～29日（金）

(3) バスの仕様

- ・大型バスで、荷室に搭乗者の荷物を積載できるものを用意すること。
- ・添乗員（バスガイド）は不要とする。
- ・冷暖房装置を装備する。

(4) 運行予定場所

別紙行程のとおり

※行程については視察先との調整や当日の道路状況等により変更になることがある。変更する場合は当日協議の上決定するものとする。

(5) 人数

18名（議員14名、随員職員4名）

(6) 移動手段の手配

- ・議員14名については原則としてグリーン車、随員職員4名については普通車指定席を手配すること。
- ・別紙行程に記載している時間の新幹線とするが、契約後事務局と協議のうえ、移動手段・時間帯等の変更も可とする。

(7) 宿泊施設の手配

下記条件を満たす、宿泊施設を2つ以上事務局へ提示すること。

（④⑤の条件については、契約後事務局と協議のうえ変更も可とする）

- ①福岡市内で福岡県庁からバスで 15 分以内に移動できる範囲内にあること。
- ②同ホテル内で、議員は 25,000 円（税込）以内、随員は 1 泊 18,000 円（税込）以内の部屋を手配すること。（宿泊税・入湯税込み、朝食代除く）
- ③昼食、夕食の手配は不要
- ④議員の部屋は朝食つき、随員は朝食なしとすること。
- ⑤喫煙可能な部屋があるホテルであること。（施設内に喫煙可能な場所があるホテルでも可とする。）

(8) その他

- ・旅行添乗員は不要とする。

3 その他

- (1) 本件業務における委託料には、バス借上げ代・高速道路料金・駐車場代・旅行取扱手数料を含み、視察行程における交通費・宿泊費については含まない。（交通費・宿泊費については視察終了後、別途旅費として支払いを行う）
- (2) 受注者は、令和 7・8・9 年度大阪市入札参加有資格者名簿に、承認種目 13-01-01（旅行）で登録していること。
- (3) 受注者は、契約締結後、「事業経費内訳書」を提出すること。（様式は任意）
- (4) 受注者は、履行後、発注者の検査を受け、合格した後に委託料の請求を行うものとする。
- (5) 本事業については、当該事業終了後、様式 1「業務完了届」をすみやかに提出すること。
- (6) 見積書の提出に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合（同等品の可否を含む）は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (7) この条件の他、当該業務を円滑に実施する上で必要な事項が生じた場合は、双方協議の上、処理する。

担当者（又は問い合わせ先）

大阪市会事務局議事担当 担当者 木村・高田

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 TEL 06(6208)-8681 FAX 06(6202)-0508

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

大阪市会事務局長 巽 功一 様

住所又は事務所所在地

商 号 又 は 名 称

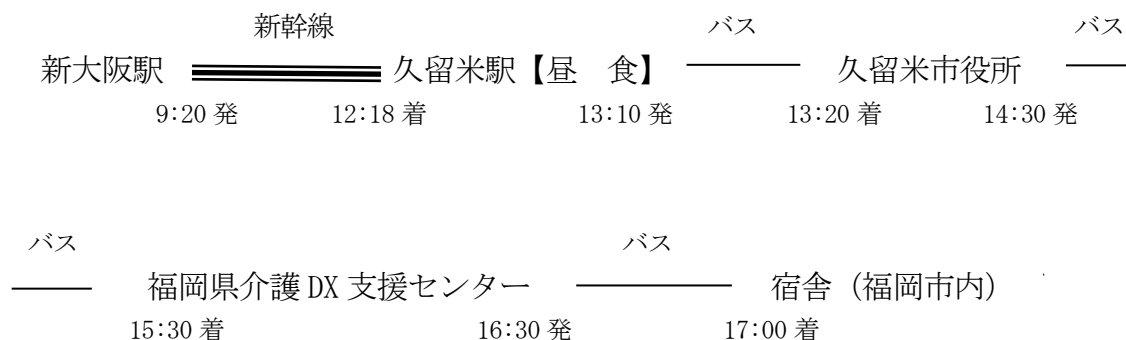
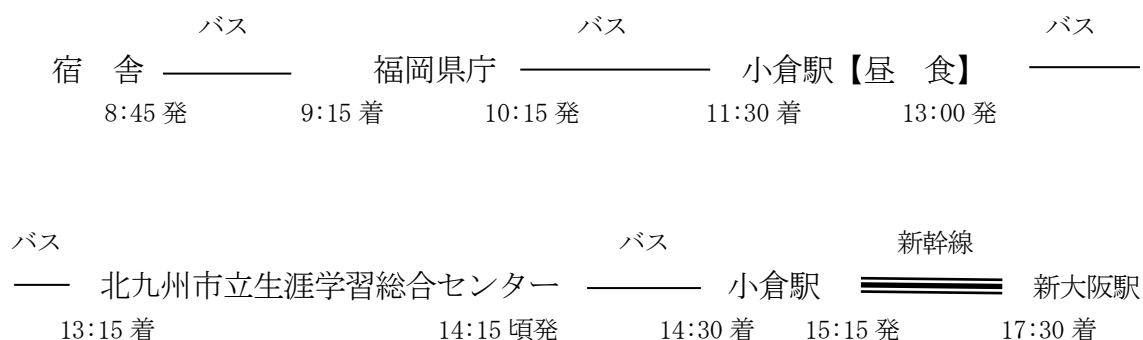
氏名又は代表者氏名

下記のとおり業務が完了しましたので、届けます。

記

業務名称	令和7年度 大阪市会民生保健委員会行政視察にかかるバス運行等旅行手配業務委託
履行場所	本市指定場所
完 了	令和 年 月 日 ()
契 約	令和 年 月 日 ()
期 限	令和 年 月 日 ()

行程

8月28日(木)【1日目】8月29日(金)【2日目】

※久留米市役所、福岡県庁は無料駐車場あり。福岡県介護 DX 支援センター、北九州市立生涯学習総合センターは駐車場なし。

公正な業務執行に関する特記仕様書（委託関係）

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約にかかる業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（市会事務局総務担当）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（市会事務局総務担当）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（発注者：大阪市 受注者：委託先事業者）

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の市会事務局総務担当（連絡先：06-6208-8671）に報告しなければならない。

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - (2) バスの運行管理
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。